

平成29年瑞穂町教育委員会第9回定例会 会議録

平成29年9月28日瑞穂町教育委員会第9回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 中野 裕司 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 滝澤 福一 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長(再掲) 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君
庶務係長(事務局) 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 報告事項1 瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

日程第4 報告事項2 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について

日程第5	報告事項3	瑞穂町就学援助費支給要綱について
日程第6	報告事項4	瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱について
日程第7	報告事項5	平成29年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について
日程第8	報告事項6	平成29年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について

開会 午前9時00分

滝澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年瑞穂町教育委員会第9回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

滝澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、2番、中野委員を指名いたします。

滝澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

滝澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長 ほかにご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

滝澤委員長 日程第3、報告事項1、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 国の私立幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等の改正により、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正し、告示しましたので報告します。詳細については、教育課長に説明させます。

教育課長 この制度は、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、保護者の負担の軽減を図るものです。今回、国の幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等の改正に伴い、町要綱を改正するものです。恐れ入りますが、7枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。第5条第3項第1号及び第4号は、文言整理となります。

2ページをご覧ください。こちらの表は、所得階層ごとの補助限度額を表す表となりますが、上段の2、市町村民税が非課税及び市町村民税所得割が非課税の欄、上記以外、第2子で補助限度額を290,000円から308,000に改めます。表中段の3、所得割課税額が77,100円以下の世帯の欄、うちひとり親世帯等、第1子で217,000円から272,000に、上記以外、第1子で115,200円から139,200円、第2子で211,000円から223,000円にそれぞれ補助限度額を改めます。

3ページ上段の表をご覧ください。4の区分で、所得割課税額に下限77,101円を追加します。表の下、備考は文言整理を行うものです。

4ページをご覧ください。こちらの表は、当該園児の上に小学校1学年以上の兄または姉を有する場合の表となりますが、2市町村民税が非課税及び市町村民税所得割が非課税の欄で文言整理を行い、上記以外、第2子で補助限度額を290,000円から308,000円に改めます。3所得割課税額が77,100円以下の世帯の欄、第2子で211,000円から223,000円に補助限度額を改めます。

5ページをご覧ください。4の区分で、所得割課税額に下限77,101円を追加します。附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用するものです。以上、説明いたします。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

関谷委員 私立幼稚園に子どもを通わせることができるような親で、町村民税が非課税になるというような家庭が現実にあるのでしょうか。

教育課長 いわゆる低所得世帯ということになりますが、実際に私立幼稚園に通っている世帯もごございます。

関谷委員 わかりました。一般的に私立幼稚園に通える世帯は高所得者であるとの認識がありましたので、確認させていただきました。

滝澤委員長 ほかにご質問もないようですので、質疑を終結いたします。
報告事項1を承認いたします。
つづきまして日程第4、報告事項2、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 東京都の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正し、告示しましたので、報告します。詳細につきましては、教育課長に説明させます。

教育課長 今回の改正は報告事項1でご説明しました、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に連動する東京都の要綱改正に伴い、町の要綱を改正するものです。
恐れ入りますが、8枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。今回の要綱改正では、補助限度額等金額の改正は、行われず文言の整理のみとなります。第2条第7号、第10号エ及び第12号並びに第6条第3項第2号で文言整理を行うものです。
2ページをご覧ください。別表1これは幼稚園類似の幼児施設の基準となりますが、第1項及び第3項で文言整理を行うものです。

3ページをご覧ください。別表第2所得の基準の欄中、3及び4で下限をそれぞれ加えます。また、表の下段備考1のエで文言整理を行うものです。附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後瑞穂町私立幼稚園等保護者負担軽減補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用するものです。

以上、説明といたします。

滝澤委員長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長

ご質問もないようですので、質疑を終結いたします。

報告事項2を承認いたします。

つづきまして日程第5、報告事項3、瑞穂町就学援助費支給要綱について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長

就学援助費の内、これまでは小・中学校入学後に支給していた新入学用品費を入学前に支給し、購入費用に充てることにより、より一層の対象保護者の負担軽減を図るため、瑞穂町就学援助費支給要綱の全部を改正し、告示しましたので、報告します。詳細につきましては、教育課長に説明させます。

教育課長

この制度は、生活困窮世帯の児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費などを支給する制度ですが、今回新入学用品費の支給について、8月の教育委員会定例会の「平成29年度一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について」の小中学校要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の増額補正で説明いたしました事項について、町制度の見直しを行い、要綱を改正したものです。

恐れ入りますが、6枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。第1条は文言整理となります。第2条第1項（支給対象者）では、文言整理と6行目以降になりますが、対象者に翌年度公立の小学校に入学する未就学児の保護者、翌年度公立の中学校に入学する児童の保護者を加えます。第2条第1項第1号及び第2号は、文言整理となります。

2ページをご覧ください。第3号では、新たに未就学児の保護者又は中学校入学予定児童の保護者の収入に

対する基準を加えます。第2条第1項第4号、第3条及び第4条第1項は、文言整理です。

3ページをご覧ください。第4条第2項は、未就学児の保護者又は中学校入学予定児童の保護者に対する入学前支給の申請について、新たに規定し加えるものです。第5条は、文言整理を行い、第6条から条を繰り上げるものです。第6条は、第5条から条を繰り下げ、第1項で文言整理を行います。第2項では、入学前支給の認定日を新たに規定し加えるものです。第3項は、文言整理です。第7条第1項は文言整理で、第2項では、旧要綱第7条ただし書き以降を新要綱では第2項として、規定するものです。第8条は、就学援助費の返還を新たに規定するものです。第9条は、第8条から繰り下げます。

附則として、第1項、この告示は平成29年10月1日から施行するものです。

第2項、経過措置として、旧要綱の規定によってした申請、認定の決定その他の行為が、新要綱の規定に相当があるものは、これらの規定によっての行為とみなします。第3項では、要綱施行後に、旧要綱様式により第4条第1項の規定による申請があったときは、新要綱様式により申請があったものとみなします。

なお、6ページ、7ページの表は、要綱改正に基づき、文言整理を行ったものです。

以上で、説明を終わります。

滝澤委員長
滝澤委員長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、質疑を終結いたします。

報告事項3を承認いたします。

つづきまして日程第6、報告事項4、瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長

就学援助費と同様に、特別支援教育就学奨励費の内、これまでは小・中学校入学後に支給していた新入学用品費を入学前に支給し、購入費用に充てることにより、より一層の対象保護者の負担軽減を図るため、瑞穂町

特別支援教育就学奨励費支給要綱の全部を改正し、告示しましたので、報告します。詳細につきましては、教育課長に説明させます。

教育課長

この制度は、特別支援学級において教育を受ける児童又は生徒（たんぼぼ、7組）の保護者の経済的負担の軽減措置として、学用品費、給食費などを支給する制度ですが、今回報告事項3就学援助費の支給と同様に新入学用品費の支給について、町制度の見直しを行い、要綱を改正したものです。

恐れ入りますが、7枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。第1条は文言整理となります。第2条第1項（支給対象者）では、文言整理と7行目以降になりますが、対象者に翌年度公立の小学校に入学する未就学児で当該小学校の特別支援学級において教育を受けるものの保護者、翌年度公立の中学校に入学する児童で当該中学校の特別支援学級において教育を受けるものの保護者を加えます。

第2条第1項第1号、2ページになりますが第2号及び第3条は、文言整理となります。第4条第1項は、文言整理です。第4条第2項は、未就学児の保護者又は中学校入学予定児童の保護者に対する入学前支給の申請について、新たに規定し加えるものです。第5条は、認定の決定として、旧要綱第5条第1項の規定を文言整理し規定するものです。第6条では、旧要綱第5条第2項の規定を第6条第1項とし、文言整理を行い規定するものです。第2項は、入学前支給の認定日を新たに規定し加えるものです。第3項は、旧要綱第5条第3項の規定を第6条第3項とし、文言整理を行うものです。

第7条は、旧要綱第6条を繰り下げ、第7条第1項として文言整理を行うものです。第7条第2項は、旧要綱第6条ただし書き以降を第7条第2項として、文言整理を行い規定するものです。第8条は、就学援助費の返還を新たに規定するものです。第9条は、第7条から繰り下げるものです。附則として、第1項、この告示は平成29年10月1日から施行するものです。第2項、経過措置として、旧要綱の規定によってした申請、認定の決定その他の行為が、新要綱の規定に相当があるものは、これらの規定によっての行為とみ

なします。第3項では、要綱施行後に、旧要綱様式により第4条第1項の規定による申請があったときは、新要綱様式により申請があったものとみなします。

なお、5ページから7ページの表は、要綱改正に基づき、文言整理を行ったものです。

以上で、説明を終わります。

滝澤委員長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

関谷委員

特別支援の中での奨励費と就学援助費という言い方があります。この奨励と援助の使い分けについて説明願います。

教育課長

一般的には就学援助費で行っています。奨励費については、特別支援学級において行うもので、学校生活内の学習・生活面に対して、奨励していくことを目的に行うものです。認定条件の違いもあります。

関谷委員

私が知る範囲では、特別支援学級に通わせる世帯と通常学級に通わせる世帯の経済的負担に違いは無いと思います。そこでなぜ差異が出るのかがわからない、そこなんです。

指導課統括指導主事

特別支援学級では教育課程上、宿泊行事は通常学級より1回多くなります。校外学習も通常学級と一緒に行くものと、独自の作業学習などもあります。また、特別支援学級を対象とした運動会もありますので、費用は通常学級よりもかかるとことが想定されます。

関谷委員

特別支援学級に通っていることで、かかりが多くかかったということはあまり耳にしていません。行事が多いことが保護者に経済的負担を増大させているとはつながらないではと考えます。経済的負担が増大するならば、特別支援学級へ通わせる保護者も少し考えてしまうのではないのでしょうか。

鳥海教育長

今のご質問に対して明確な回答が出来ていないと思いますので、確認し後日ご説明いたします。

滝澤委員長

ほかにご質問もないようですので、質疑を終結いたします。

報告事項4を承認いたします。

つづきまして日程第7、報告事項5、平成29年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長

瑞穂町文化賞表彰要綱に基づき、審査会より提出された意見書を尊重し、次のものを被表彰者と決定しましたので、報告するものです。

文化奨励賞1件です。種目、氏名の順に読み上げます。美術、瀧澤千尋。詳細につきましては、社会教育課長に説明させます。

社会教育課長

瑞穂町文化賞表彰要綱に基づき、平成29年9月11日午後7時から表彰審査会を開催しました。文化連盟の服部会長が審査会会長となり、議事を進めていただきました。

今回文化賞の推薦はありませんでした。文化奨励賞の受理件数は個人1件で該当となりました。今回該当となった被表彰者は、先ほど教育長から説明のあったとおりです。審査会の意見としまして、文化奨励賞の瀧澤千尋さんは、都道府県選挙管理委員会連合会から会長賞を受賞しており、表彰要綱第3条第2項第1号の表彰基準により、全員一致で受賞との意見でした。この意見を9月12日に教育長に報告し、審査委員会での該当者を被表彰者と決定することになりましたので報告いたしました。

なお、表彰につきましては、10月28日に開催予定の総合文化祭開会式で実施する予定です。以上平成29年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者についての報告とさせていただきます。

滝澤委員長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

村上委員

受賞された作品について、展示されるような予定はあるのでしょうか。

社会教育課長

該当者と調整をしていきたいと考えています。

滝澤委員長

ほかに質問もないようですので、終結いたします。

報告事項5を承認いたします。

つづきまして日程第8、報告事項6、平成29年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき、審査会より提出された意見書を尊重し、次のものを被表彰者と決定しましたので、報告するものです。はじめにスポーツ優秀賞7件です。種目、氏名の順で読み上げます。

ソフトボール、鳥海円香。空手道、田中 翼。バドミントン、大野真美。軟式野球、神田元喜。ダンスドリル、横澤百香。剣道、坂田綺晴。サッカー、小林颯耶。

次にスポーツ奨励賞3件です。空手道、小川大蒼。柔道、伊藤健吾。硬式テニス、中 基。

次にスポーツ指導者賞ですが、今回の申請はありませんでした。詳細につきましては、社会教育課長に説明させます。

社会教育課長 瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき、平成29年9月11日午後7時30分から表彰審査会を開催しました。体育協会の島崎会長が審査会会長となり、議事を進めていただきました。

今回のスポーツ優秀賞申請受理件数は個人7件で7件全てが該当となりました。スポーツ奨励賞申請受理件数は個人3件で3件とも該当となりました。指導者賞については申請がありませんでした。

今回該当となった被表彰者は先ほど教育長から説明のあったとおりです。

審査会の意見としまして、申請のあった全ての案件において申し分のない成績であり、優秀賞・奨励賞ともに全員一致で受賞との意見です。この意見を9月12日に教育長に報告し、審査委員会での該当者を被表彰者と決定することになりましたので報告いたしました。

なお、表彰につきましては、10月8日に開催予定の町民体育祭で実施する予定です。以上平成29年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者についての報告とさせていただきます。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長

ほかに質問もないようですので、終結いたします。

報告事項6を承認いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて平成29年瑞穂町教育委員会第9回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時36分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員